

新潟市 文化芸術活動の実施に関する 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

作成:新潟市・アーツカウンシル新潟

初版:令和2年7月1日

最終更新日:令和4年11月10日



New Lifestyle, New Niigata

さあ、新しい日常へ。



新潟の文化芸術
のための
新型コロナ対策推進中

新潟市・アーツカウンシル新潟

目次

1. 本ガイドラインの位置づけ…01
2. 感染防止のための基本的な考え方…02
 - (1)「三つの密」の回避
 - (2)すべての主体に共通して求められる基本的な感染防止策
3. 感染拡大への防止策…03
4. 具体的な対策…04
 - I. 文化施設(劇場、ライブハウス、集会・展示施設等)
 - ◎施設管理・運営者(従業員を含む)が講ずるべき具体的な感染防止策…04
 - (1)来場者に向けた周知・広報…04
 - (2)従事者に関する感染防止策…04
 - (3)施設内での具体的な感染防止策…05
 - (4)その他、施設内での感染防止策…05
 - ◎公演等の主催者が講ずるべき具体的な感染防止策…06
 - (1)事前調整…06
 - (2)客席の配席(収容率)…06
 - (3)公演関係者に関する感染防止策…07
 - (4)来場者に関する感染防止策…08
 - (5)会場内での感染防止策…08
 - (6)その他、物販等…09
 - ※上記に加えライブハウス等において留意すべき事項…10
 - II. 文化芸術団体の練習、稽古…11
 - ◎文化芸術団体の構成員、参加者が留意すべき事項…11
- 参考資料…12

1. 本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、「不要不急」という言葉に対して、文化芸術活動は日常生活に直接必要ではないという印象から、自粛しがちな雰囲気があります。

しかし、緊急事態宣言が出されて以来、人とコミュニケーションすること、協力し、理解しあうことが今まで以上に大切であることが再認識され、皆さまの文化芸術活動の重要性が高まっていることも事実です。

本ガイドラインは、市民の皆さんに、安心して文化芸術活動を行ってもらうため、政府の『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び各文化芸術関連の業界団体等において示されたガイドラインを踏まえ、施設や事業の内容に応じてリスクマネジメントをしていただく上での基本的な考え方を示したものです。このガイドラインを参考にしていただき、個別の活動内容に応じて活用していただくようお願いいたします。

今後も、国等の対処方針の変更のほか、感染の動向や専門家の知見等を踏まえ、適宜、ガイドラインの改訂を行っていきます。なお、本ガイドライン作成にあたり、新潟大学大学院医歯学総合研究科の齋藤玲子教授にご協力いただいています。

新潟市新型コロナウイルスに関する文化芸術相談窓口

本市では、新型コロナウイルスに関する文化芸術相談窓口（以下相談窓口）をアーツカウンシル新潟（公益財団法人新潟市芸術文化振興財団）に設置しています。この相談窓口では、本ガイドラインをはじめ、国の経済支援や、県や市が実施する各種支援策、今後の団体の運営に関する助成金など、文化芸術活動に関する様々なご相談に、専門のスタッフが対応しています。まずはお気軽にご相談ください。

アーツカウンシル新潟（公益財団法人新潟市芸術文化振興財団）

〒951-8062 新潟市中央区西堀前通六番町 894 番地 1 西堀六番館ビル 5 階

電話：025-378-4690 fax：025-378-4663

E-mail:artscouncil@niigata.email.ne.jp

<https://artscouncil-niigata.jp/>

2. 感染防止のための基本的な考え方

(1) 「三つの密」の回避

文化施設等は、感染を拡大させるリスクが高くなる3つの条件（いわゆる「三つの密」）について、「多くの人々が集う」「屋内施設」として注意すべき要素・リスクが存在します。それぞれの施設や公演の特性を理解し、本ガイドラインを踏まえた適切な対応を講ずることにより、施設の各箇所において「密」の発生を防止し、感染リスクを軽減させることが求められます。

- 密閉空間（換気状況により密閉空間になりえる）
- 密集場所（多くの人々が密集する場所がある）
- 密接場面（近距離での長時間の会話や大声での発声が行われる場所がある）

なお、一つの密でも一定の感染リスクが避けられないことから、密閉、密集、密接のいずれの発生も避けるように努めてください。

(2) すべての主体に共通して求められる基本的な感染防止策

施設管理者は、公演主催者と協力・連携し、施設や公演に関わるすべての主体に対し、以下の基本となる感染防止策を周知するとともに必要な対策を講じてください。また、施設管理者及び公演主催者は、本ガイドライン等に従った取組みを行う旨、ホームページ等で公表してください。

なお、以後のすべての感染防止策は、ワクチン接種の有無や回数に関わらず共通となります。

- 必要回数のワクチン接種の推奨
- 施設内でのマスクの着用
 - ・ マスク使用時には鼻にフィットさせたしっかりとした着用を徹底し、できるだけフィルター性能の高い不織布マスクを使用すること
- 手指の消毒や手洗いの励行
- 大声を出さないこと、咳エチケットの励行
- 相互の社会的距離の確保
- 常時換気の徹底（来場者を除く）
- 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限（ペットボトル等を除く）
- 検温を励行し、発熱（平熱より0.5度以上高い熱）時や、下記の症状等に該当する場合には自宅待機等の対応をとる
 - ・ 咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等の症状
 - ・ 陽性とされた者との濃厚接触がある場合

3. 感染拡大への防止策

施設管理者は、感染者が発生した場合に備えて、速やかに保健所と連携が図れるよう、保健所との連絡体制を整えてください。また、発生の際には保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報を速やかに提供してください。

公演主催者は、感染が発生した場合は速やかに施設管理者に連絡し、対応を協議してください。

- 発生した感染者等（含む同居者等）の情報は要配慮個人情報となるため、その取扱に十分注意してください。
- 施設管理者は、施設内で来場者等から体調不良を訴えられた際の対応について、事前に検討を行い、換気の良い救護室（一時的隔離）や対応する際の不織布マスクや手袋等の備品を準備してください。
- 従事者や公演関係者の感染が疑われる際の対応について、事前に検討を行い、自宅待機や受診等の基準を定めてください。基本は、発熱などの体調不良の場合には、出勤や公演参加を控えるようにしてください。その上で、発熱などの症状が出た場合には、かかりつけ医等、身近な医療機関に電話で相談してください。なお、令和4年7月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部の事務連絡において、同一世帯内以外の事業所等については、濃厚接触者の特定・行動制限を行う必要がないこととされていますので、ご注意ください。
- また、感染者発生時の対応についても公表方法や公演実施の基準等を事前に定めてください。
- 施設管理者及び公演主催者は、来場者等から、後日「陽性者になった」「体調がすぐれない」等の問い合わせがあった場合は、下記の相談先を案内し、必要に応じて保健所の指示を仰ぐよう伝えてください。

相談内容	問い合わせ先	電話相談
陽性者になった、濃厚接触者になった等（新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談）	受診・相談センター（新潟市保健所保健管理課）	TEL025-212-8194 受付 9:00～17:00(土日祝含む)
発熱等の症状がある	かかりつけ医 ※まずは電話で相談してください	
発熱等の症状があり、かかりつけ医を持たない方やどこに相談したらよいかわからない方	新潟県新型コロナ受診・相談センター	TEL025-385-7634 TEL025-385-7541 TEL025-256-8275 毎日 24 時間対応

4. 具体的な対策

I. 文化施設(劇場、ライブハウス、集会・展示施設等)

◎施設管理・運営者(従業員を含む) が講ずるべき具体的な感染防止策

施設管理者は、前記の「2. 感染防止のための基本的な考え方」(2 ページ) を踏まえ、以下の個々の場面や場所等で必要となる措置も講じてください。なお、施設管理者は、公演主催者が必要な措置を講じていただけるように事前に協議を行うとともに、公演の際には措置が実際に講じられているかを確認し、必要な措置が講じられていないと認められる場合には、十分な措置を講じるように要請してください。

(1) 来場者に向けた周知・広報

	留意すべき事項
①	<p>本ガイドラインに沿った感染防止対策を講じていることを施設のホームページ等に掲載することにより、来場者等に事前に広報・周知してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 発熱(平熱より0.5度以上高い熱)時、咳、喉の痛み等の体調不良時の来館控え・ 施設内でのマスク着用・ 施設内での会話の抑制、咳エチケット・ 入館時の手指の消毒や施設内での手洗い励行・ 施設内での社会的距離の確保

(2) 従事者に関する感染防止策

	留意すべき事項
①	<p>従事者は、普段から健康観察アプリ等を活用し、日々の健康状態の把握に努め、体調が悪いと自覚した場合や同居者等に体調不良者が発生した場合は出勤を控え、勤務管理者に連絡してください。</p>
②	<p>諸室の利用にあたっては、空調設備による適切な換気を常時実施し、人的密度や換気状況により必要に応じて、新たに換気扇や扇風機・サーキュレーター等による強制換気や二箇所以上の窓や扉を開放した自然換気を行ってください。その際、人の配置・配席や風向きによる飛沫の飛散等を事前に十分考慮してください。</p> <p>なお、自然換気については、扇風機・サーキュレーターを窓や扉に向けて用いることも効果的です。また、必要に応じて二酸化炭素モニターを活用し、概ね濃度1,000ppm以下を保ってください。</p>
③	<p>従業員等の感染が疑われる際の対応について、事前に検討を行い、自宅待機や受診等の基準を定めてください。</p>

(3)施設内での具体的な感染防止策

	留意すべき事項
①	施設内の不特定多数が頻繁に触れやすい場所の消毒や拭き取り清掃を、公演等の施設利用の入れ替え毎等、適宜行ってください。 拭き取り掃除は、ウェットティッシュやウェットタオル、中性洗剤を含んだ布等で行ってください。特に、汗や飛沫が飛び散る身体的活動、発声、演奏を伴う活動（コンサート、演劇、カラオケ、吹奏楽なども含む）については、活動後に、床の拭き取り掃除を行う等、注意が必要です。
②	施設の出入口及び共用部分の必要な箇所に、手指消毒用の消毒液を設置してください。 消毒液は不足が生じないよう定期的な点検を行ってください。
③	会場のクロークサービスについては、取扱者は不織布マスク着用や手指消毒等の必要な対策を行ってください。
④	来館者に適切なマスクの正しい着用を促すように、掲示等で周知してください。また、ワクチン接種の有無に関わらず未着用来館者に対しては配布や販売、個別に注意を行うこと等により着用を促してください。
⑤	受付等、対面で応対を行う場所は、換気を考慮したうえでアクリル板等の間仕切りの設置を推奨します。また、現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済を推奨します。
⑥	施設内は、空調設備の常時運用に加え、必要に応じて各所の窓や扉の開放等により自然換気を行ってください。楽屋や会議室等においては、換気の目安として二酸化炭素モニターの使用（概ね濃度 1,000ppm 以下）も有効です。

(4)その他、施設内での感染防止策

	留意すべき事項
①	清掃やごみの廃棄を行う者は、不織布マスクや手袋の着用を徹底してください。作業を終えた後は、手洗い・消毒を行ってください。
②	施設内で来場者等から、体調不良を訴えられた際の対応について事前に検討してください。 換気の良い救護室（一時的な隔離）や、対応する際の不織布マスクや手袋等の備品を準備してください。

◎公演等の主催者が講ずるべき具体的な感染防止策

公演主催者が講ずるべき具体的な感染防止策は、「2. 感染防止のための基本的な考え方」(2ページ)を踏まえるとともに、施設利用以前の練習や稽古段階より生じること、個々の公演の内容等によりその必要性や水準等が異なることに鑑み、各公演ジャンルの統括団体等のより詳細なガイドラインも参照してください。

(1)事前調整

	留意すべき事項
①	公演主催者は、予定されている公演等における本ガイドラインを踏まえた感染防止策について、事前に施設管理者と協議をしてください。高齢者が多数来場すると見込まれる事業については、感染リスクや重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。

(2)客席の配席(収容率)

	留意すべき事項
①	<p>新潟県におけるイベントの開催制限(規模要件等)を踏まえ、人数及び収容人数の割合を遵守して、事業を実施してください。</p> <p>◆ 感染防止安全計画を策定するイベント</p> <p>参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントについては、主催者等が県様式「感染防止安全計画」を策定し、県による確認を受けた場合、人数上限を収容定員まで、収容率の上限を100%まで緩和できます。イベント開催後の県への報告も必要です。</p> <p>なお、感染防止安全計画を策定するイベントは、「大声なし」の担保が前提となります。</p> <p>◆ その他のイベント(感染防止安全計画を策定しないイベント)</p> <p>感染防止安全計画を策定しないイベントの主催者等は、県様式「感染防止策チェックリスト」を作成し、ホームページ、SNS等で公表してください。</p> <p>県様式等は、新潟県ホームページ「新潟県におけるイベントの開催制限について」からダウンロードしてください。</p> <p>https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/boushikyouryoku-onegai.html#ibento</p>
②	来場者の配席については、できるだけ指定席にするなどして、主催者側で客席状況を管理調整できるようにしてください。
③	客席の最前列席は、舞台上の発声等を伴う出演者から一定の距離を取ることとし、水平距離で概ね2m程度を確保するよう努力してください。

(3)公演関係者に関する感染防止策

	留意すべき事項
①	<p>公演主催者及び公演関係者は、その表現形態に応じて感染防止に努めるようにしてください。</p> <p>〈舞台上での配置について〉</p> <p>発声や演奏に伴い飛沫が発生する場合には、その向きや距離を意識していれば、必ずしもマスクを着用しなければならないものではありません。飛沫が発生する合唱（カラオケを含む）や吹奏楽（管楽器）、演劇等については、以下の点に十分に配慮して、実施してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対面での発声や演奏は避け、原則一列で一方向を向いて行い、やむを得ず、列を複数つくる場合には、市松模様状に編成するなど、前後の距離に注意してください。 ● 合唱（カラオケを含む）については、歌手の間が最低でも1mの市松模様となるよう努めてください。距離の確保が難しい場合は、マスクを着用してください。 ● トランペット・トロンボーンは前方の演奏者との距離を最低でも1.5m確保するように努めてください。
②	<p>公演時の出演者を除き、施設内ではマスクの常時着用を原則とし、公演前後の手指消毒を徹底してください。</p>
③	<p>楽屋、控室、稽古場等でも不特定多数が触れやすい場所は、必要に応じて消毒や拭き取り清掃を行ってください。</p> <p>拭き取り掃除は、ウェットティッシュやウェットタオル、中性洗剤を含んだ布等で行ってください。特に、汗や飛沫が飛び散る身体的活動、発声、演奏を伴う活動（コンサート、演劇、カラオケ、吹奏楽なども含む）については、活動後に、床の拭き取り掃除を行う等、注意が必要です。</p>
④	<p>楽屋は密にならないように定員を調整するとともに、常時換気を励行してください。なお、必要に応じて、二酸化炭素モニター（概ね濃度1,000ppm以下）を活用してください。</p>
⑤	<p>舞台袖、舞台裏、楽屋などの狭いスペースでの待機時や、洗面スペースや飲食周り等のマスクを外しての利用に際し、各場所に応じた定員制限や会話の抑制等をしてください。</p>
⑥	<p>その他、練習・稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずるとともに、関係者の健康管理に努めてください。</p>

(4)来場者に関する感染防止策

	留意すべき事項
①	来場前の検温の要請とともに、来場を控えてもらうケースを事前に十分周知してください。また、その際の振替やチケット代金の払戻等の諸条件については、事前に告知してください。
②	来場者側の自己検温だけでなく、公演主催者側でも会場入場時に検温等の対策を講じてください。
③	入退場時の密集回避のため、時間差を設けての入退場や入退場導線の分散等、また、場内アナウンスやメッセージボードを使用した呼びかけ等により、一定の距離の間隔を確保してください。
④	公演後の出待ちや面会等は控えるように注意喚起してください。

(5)会場内での感染防止策

	留意すべき事項
①	公演主催者は、会場内の不特定多数が触れやすい場所の消毒を適宜行ってください。
②	公演主催者は、会場の出入口等の必要箇所に、手指消毒用の適切な消毒液を設置し、入退場時の利用を周知してください。また、不足が生じないよう定期的な点検を行ってください。
③	入場時のチケットもぎりについては、係員は適宜手指消毒をしてください。 チラシ、パンフレット、アンケート等は、据え置きとし来場者が自ら取得するか、手渡しの場合には係員は適宜手指消毒をしてください。
④	公演後の面会等、公演関係者と来場者の接触は控えるように周知してください。
⑤	感染リスクが高まるような演出（声援を求める等）は控えてください。
⑥	来場者と接する窓口（招待受付、当日券窓口）等では、換気に注意をしたうえで、アクリル板等の間仕切りの設置を推奨します。
⑦	施設内ではマスク着用を基本とし、未着用来場者に対しては配布や販売、個別に注意等を行うこと等により着用を徹底してください。
⑧	休憩時間や入退場時間は、会場の収容人数や収容率、入退場経路等を考慮し、余裕ある時間を設けてください。
⑨	休憩時間や入退場時には会話抑制を周知するとともに、ロビー等での近距離における対面での長時間の会話や滞留を抑制するように促してください。

(6)その他、物販等

	留意すべき事項
①	現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインでの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。
②	物販に関わる関係者は、不織布マスクの着用に加え、必要に応じて手指消毒を行ってください。
③	ブランケット、イヤホンサービス等の貸出物品は、消毒を行うとともに、消毒を行えない場合は貸し出しを控えてください。
④	公演中やリハーサル中などに、体調不良者が発生した場合の対応について事前に検討してください。 換気の良い救護室（一時的な隔離）や、対応する際の不織布マスクや手袋等の備品を準備してください。

〈ライブハウス等〉

上記に加えて、以下の点について特に留意してください。

	留意すべき事項
①	公演の前後及び公演中も定期的に5分以上の休憩時間を設けて、ドアや窓を全開とする「換気タイム」の実施のほか、空調設備等により会場内の常時換気を徹底してください。特に換気が悪くなりやすい場所に二酸化炭素モニター等を設置し、概ね濃度1,000ppm以下を保ってください。
②	公演中の来場者同士の接触（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は控えるよう周知してください。 場内における大声での歓声・声援は控えるよう促してください。要請するルールやマナーを遵守できない来場者へは退場を促してください。また、事前にその旨を周知してください。
③	飲食物を提供する場合は、感染防止対策を実施した上で、飲食可能エリアを設定してください。併せて、人と人との十分な間隔をあけて座席を配置するように努め、真正面の配置を避けるか、テーブル上の区切りのパーテーション（アクリル板等）を設ける等の工夫をしてください。 過度な飲酒への注意喚起をしてください。

※詳しくは、一般社団法人ライブハウスコミッション等が作成している「ライブハウス・ライブホールにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドイン」を参照してください。

Ⅱ. 文化芸術団体の練習、稽古

◎文化芸術団体の構成員、参加者が講ずるべき具体的な感染防止策

日々の練習や稽古の段階から、前記の「2. 感染防止のための基本的な考え方」(2ページ)に加え、以下の点について徹底してください。

	留意すべき事項
①	同時に多くの人が同一の場所を利用することがないように、利用人数全体を抑える、または利用に際して時間差をとるなどの対応を行い、密になることを避けてください。
②	空調設備の常時運用に加え、必要に応じて各所の窓や扉の開放等により自然換気を行ってください。
③	普段から健康観察アプリ等を活用し、日々の健康状態の把握に努め、体調が悪いと自覚した場合や同居者等に体調不良者が発生した場合は参加を控えてください。
④	練習中はマスク着用が望ましいが、マスクを着用しない場合は、適切な対人距離を確保してください。また、こまめな手洗い、手指の消毒をしてください。
⑤	不特定多数が触れやすい場所は、必要に応じて消毒や拭き取り清掃を行ってください。 拭き取り掃除は、ウェットティッシュやウェットタオル、中性洗剤を含んだ布等で行ってください。特に、汗や飛沫が飛び散る身体的活動、発声、演奏を伴う活動(コンサート、演劇、カラオケ、吹奏楽なども含む)については、活動後に、床の拭き取り掃除を行う等、注意が必要です。
⑥	十分な広さの練習場所、座席の間隔を確保してください。 合唱(カラオケを含む)等については、7ページ「(3)公演関係者に関する感染防止策」に記載の「舞台上の配置」に準じて適切な対人距離を確保してください。
⑦	楽器、道具、筆記用具等の物品の貸し借りは控えてください。やむを得ず共用が必要な場合は、使用のつど、消毒を行ってください。特に、楽器、マイクの共用はできるだけ避け、やむを得ず共通して触れるものについては、活動前後に拭き取り消毒を行ってください。
⑧	プリント、楽譜等は配布者を限定するか、配架したものを各自受け取る等の工夫をし、不特定多数が触れることを避けるようにしてください。

参考資料

国	『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』令和3年11月19日（令和4年9月8日変更）、新型コロナウイルス感染症対策本部決定
公益社団法人全国公立文化施設協会	『劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン』令和2年5月14日（令和4年10月31日改定版）
クラシック音楽公演運営推進協議会	『クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン』令和2年6月11日（令和4年10月7日改定）
公益社団法人日本バレエ協会	『バレエ教室における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン』令和2年5月29日（令和3年11月1日更新）
一般社団法人ライブハウスコミッション、NPO法人日本ライブハウス協会他	『ライブホール、ライブハウスにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン』令和2年6月13日策定（令和4年10月14日更新）
一般社団法人全日本合唱連盟	『合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン』令和2年6月29日策定（令和4年1月24日更新）

本ガイドラインに関する問い合わせ

- 新潟市文化スポーツ部文化政策課
TEL 025-226-2560 午前8時30分～午後5時30分（平日）
- アーツカウンシル新潟（公益財団法人新潟市芸術文化振興財団）
TEL 025-378-4690 午前9時～午後5時15分（平日）

新型コロナウイルス感染症に関する相談・問い合わせ

- 新潟市保健所保健管理課
TEL 025-212-8194 午前9時00分～午後5時00分
（土・日曜、祝日も受付）